

皮膚のがん（悪性黒色腫・基底細胞がん・

有棘細胞がんなど）

1. 診断

（1）精密検査（確定診断）

皮膚がん、中でも悪性黒色腫（メラノーマ）は、皮膚科専門医による臨床症状の総合的な診断が必要です。見ただけでは診断が難しい場合には、ダーモスコピーという拡大鏡を使用する検査が行われることもあります。この検査で皮膚の色素沈着や血管のパターンを調べることによって、他の疾患と悪性黒色腫との鑑別がより容易になります。臨床症状から診断するのが難しい場合は、腫瘍全体を切除して顕微鏡で調べる皮膚生検（全切除生検）を行います（全切除生検が困難な場合には皮膚病変の一部を切り取る部分生検が行われます）。

悪性黒色腫以外の皮膚がんを疑う場合は、局所麻酔をして部分生検を行います（場合によっては、全切除生検が行われます）。

各診療所では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院（☞P41）等で可能です。

（2）病期判定

治療の方針を決めるために、病期（ステージ／stage＝病気の広がり、がんの進行の程度）を決定することが必要です。

各診療所では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院等で可能です。

2. 治療 ※詳細は担当医にお聞きください。

（1）手術

もし手術が可能な病期であれば、多くの場合、まずは手術をします。

各診療所では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院等で可能です。

（2）放射線療法（がんの治療用の放射線を当てて、がん細胞を破壊して、がんを消滅させたり小さくする治療）

病期や病状によっては、放射線治療が必要になることがあります。

本島中南部の放射線療法が可能な病院で治療を受けることになります（☞P45）。

（3）化学療法（抗がん剤、分子標的治療薬など）

①悪性黒色腫（メラノーマ）

各診療所では困難ですが、本島中南部のがん診療連携拠点病院等で可能です。

②その他の皮膚がん

化学療法を行うことはほとんどありません。

